

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可	
根拠法令・条項	都市再開発法 第38条第1項	
所 管 課	都市整備 部	都市整備担当
審 査 基 準	<p>次に該当する場合以外は認可しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請手続きが法令に違反していること。 2 規準若しくは規約又は事業計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。 3 施行地区が、第1種市街地再開発事業の施行区域の内外にわたっており、又は第3条第2号から第4号までに掲げる条件に該当しないこと。 4 事業計画の内容が施行地区内の土地に係る都市計画に適合せず、又は事業施行期間が適切でないこと。 5 当該第1種市街地再開発事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分でないこと。 	
標準処理期間	標準処理期間	日
	標準処理期間を設定できない理由	事実関係の認定に難易差があり、期間の設定が困難である。